

令和6年12月26日

課名	疾病感染症対策課
担当	藤田、松岡、岡崎
内線	3365、3368、3373
直通	086-226-7331

「インフルエンザ警報」を発令します

令和6年11月21日に「インフルエンザ注意報」を発令し、県民への注意喚起を図っているところですが、第51週（12月16日から12月22日）に定点当たりの患者報告数が30人を超過し（31.95人）、流行時期等から今後も患者増加の可能性があることから、本日、県下全域に「インフルエンザ警報」を発令し、さらなる注意喚起を図ることとしましたので、お知らせします。

記

1 インフルエンザ流行期での注意事項

【感染防止策の徹底】

- ・ 場面に応じたマスクの着用
- ・ 手洗い、手指消毒の実施
- ・ 室内の適度な湿度設定、定期的な空気の入換え
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方などは、人混みを避ける
- ・ 十分な休養、バランスのとれた食事

【予防接種を検討中の方は早めの接種を】

- ・ 特に高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクが高い方は、インフルエンザワクチンの接種を検討しましょう
(ワクチン接種により、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があります)

【発熱等の症状が出た時は】

- ・ 早めに医療機関を受診しましょう
- ・ 周りの方へうつさないように「咳エチケット」を心がけましょう
- ・ 水分を十分にとり、安静にして休養をとりましょう

2 注意喚起の方法

- (1) マスメディアへの情報提供
- (2) 保健所、関係機関等を通じた注意喚起
 - ① 学校、保育所、高齢者の入所施設等への注意喚起の徹底
 - ② 市町村への広報の依頼
- (3) ホームページ、SNS等による広報の実施
疾病感染症対策課 (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/362/>)
感染症情報センター (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

(参考)岡山県のインフルエンザ警報等の概要

専門家からの意見を聴取した上で、発令を判断する。

	注意報	警報
目的	注意報又は警報を発令し、県民の注意を喚起することで、予防及びまん延防止を図る。	
基準	流行シーズン入り（患者の発生が定点医療機関当たり1人を超過）	重症例の多発や著しい流行など特に緊急に注意喚起が必要なとき ・県全体で定点当たり30人を超過し、流行時期等から今後も患者増加の可能性がある場合 ・新型ウイルスが検出されるなど、まん延の拡大のおそれがある場合
発令区域	県下全域	
発令内容	流行のピークに向けて、手洗いの励行などを呼びかける。	注意報よりさらに強く予防及び早期受診を呼びかける。
解除基準	2週連続して、定点当たり1人を下回った場合	2週連続して、定点当たり10人を下回った場合

※県内の内科・小児科84医療機関を定点に指定し、1週間の患者数を集計

過去の発令状況

年度	注意報発令日	警報発令日	定点当たり30人超
平成26年	平成26年12月11日	平成27年1月15日	平成27年第2週
平成27年	平成28年1月14日	平成28年2月18日	平成28年第6週
平成28年	平成28年12月1日	平成29年1月26日	平成29年第3週
平成29年	平成29年12月7日	平成30年1月25日	平成30年第3週
平成30年	平成30年12月13日	平成31年1月24日	平成31年第3週
令和元年	令和元年11月28日		
令和2年			
令和3年			
令和4年	令和5年1月6日		
令和5年	令和5年10月5日	令和5年12月1日	令和5年第47週

インフルエンザ 警告報

県民の皆様へ



発令中です

感染防止策の徹底

手洗い、換気、人混みを避ける



場面に応じてマスクの着用を

予防接種

重症化を予防するために



検討中の方は、お早めに！

詳しくはこちら ▼



症状が出た時は

水分を十分にとり、安静に



早めの受診、
咳エチケットも忘れずに！

県民の皆様へ

インフルエンザ 警戒報

ザ
発
令
中

予防と対策をお願いします

詳しくはこちら



岡山県